

要配慮者利用施設の管理者等の
避難確保計画の作成等の義務化について

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策

国交省、都道府県等

(水防法第14条等)

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域等として指定

市町村

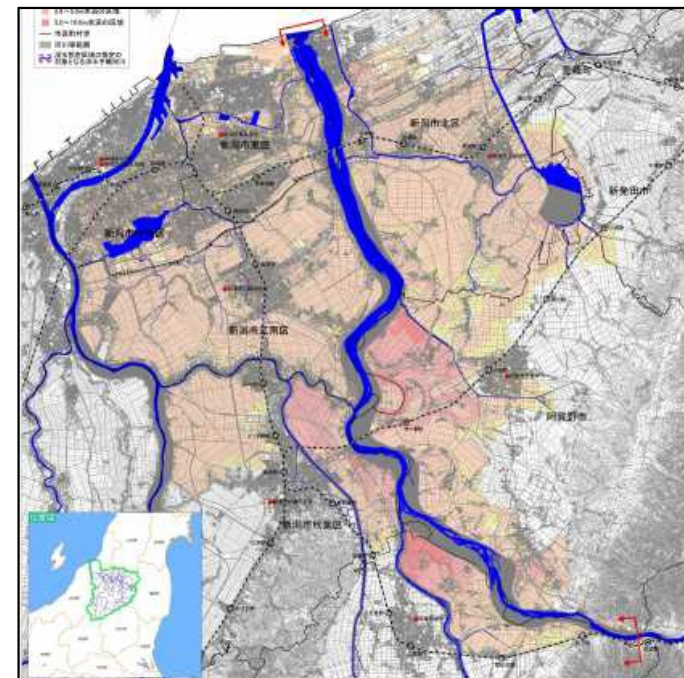
(水防法第15条)

地域防災計画に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設※を記載するとともに当該施設への洪水予報等の伝達方法を記載

要配慮者利用施設の管理者等

(水防法第15条の3)

避難確保計画の作成、訓練の実施(義務)
自衛水防組織の設置(努力義務)



洪水浸水想定区域

要配慮者利用施設に係る水防法上の義務等

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
→市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条2項】

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
→施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

市町村に洪水予報等の伝達を義務づけ

【水防法第15条の3 1、5及び6項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成(義務)
- ・訓練の実施(義務)
- ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2項及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

施設に避難確保計画及び自衛水防組織の構成員等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3項】

市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる

- ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
- ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表ができる

要配慮者利用施設とは

○水防法における要配慮者利用施設

⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター 等

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 等

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成の手引き

[水防法施行規則第16条]

- ①要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- ②要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ④要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑤自衛水防組織の業務に関する事項

避難確保計画作成の手引き：
水防法に基づく計画作成する際の留意事項と記載例を提示

1. 計画の構成

2. 計画の目的

3. 計画の適用範囲

4. 防災体制…①

洪水時等の際の活動内容、活動体制の区分、体制確立の基準、対応要員

5. 情報収集及び伝達…①

収集する主な情報と収集方法、伝達方法及び伝達内容

6. 避難の誘導…②

避難場所、避難経路、避難誘導方法

7. 施設の整備…③

洪水等に係る情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材等の状況

8. 防災教育及び訓練…④

従業員を対象とした防災教育及び訓練の実施時期、内容

9. 自衛水防組織の業務…⑤

自衛水防組織の業務内容、構成員に対する教育・訓練の実施時期、内容

要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る
避難確保計画作成の手引き

（洪水・内水・高潮編）

平成 29 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

この手引きは、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成する、洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）における避難確保計画について、記載例と留意事項を示したものである。

市町村地域防災計画に定める各施設ではこれを参考に、施設の種別や立地条件等の実態に即した計画を作成することが望ましい。

なお、本手引きは、洪水・内水・高潮を対象としているが、津波防災地域づくりに関する法律に基づき作成する、津波を対象とした避難確保計画とも整合を図ることが望ましい。

また、本手引きは、新たに作成する避難確保計画を念頭に記載例等を示したものであるが、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に「洪水時等の避難確保計画」の項目を追加することでも良い。

避難確保計画の作成にあたっては、市町村が作成する洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、高潮ハザードマップ（以下「洪水ハザードマップ等」という。）で情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認するとともに、不明な点については避難確保計画の報告先である市町村に確認されたい。

計画作成にあたっての基本的な事項を掲載。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

2. 自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

3. 洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

注意体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、関係職員招集 情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、..	情報伝達係 情報伝達係、避難誘導係、..
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、..	避難誘導係、..

項目を追加

4. 洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- 避難場所・経路
 - 第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 - 上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇棟の2階へ避難する。
- 避難誘導方法
 - 施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 - 避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

5. 避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資器材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資器材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備えた次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

項目を追加

避難確保計画の作成等の義務化〔土砂災害防止法〕

○ 土砂災害防止法では、**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等**について、**努力義務の段階を経ることなく、今改正により義務**となります。

- 都道府県は**土砂災害警戒区域の指定**、市町村は**市町村地域防災計画への位置付け**について、**確実に進めていくことが重要**
- **法改正の内容**について、**施設管理者等に認識・理解**してもらうことが必要であり、**様々な機会を通じて、積極的な周知**が重要

〔周知例〕

- ・都道府県・市町村HPに法改正パンフレットを掲載
- ・本庁舎や事務所等においてパンフレットを配付
- ・土砂災害防止月間(6月)の各種取組において周知
- ・都道府県・市町村主催の土砂災害の訓練実施時に周知
- ・基礎調査や区域指定時に実施する説明会で説明
- ・市町村地域防災計画への位置付けの際に説明

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

土砂災害防止法が改正されます

～要配慮者利用施設における迅速な避難のために～

※正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止特別の措置に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布されました。これにより、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「土砂災害防止法」が改正されます。

ポイント! 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となります。

※土砂災害警戒区域内にあるお住まいの施設が対象となります。

要配慮者利用施設とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)	(学校)
・老人福祉施設	・特別支援学校
・身体障害者自立支援施設	・幼稚園
・障害者自立支援施設	・小学校
・児童発達支援センター	・中学校
・福祉センター	・高等学校
・障害者グループホームの併設する施設	・職業訓練校
・施設	・中等教育学校
・児童養育施設	・高等専門学校
・児童福祉施設	・職業専門学校
・障害児自立支援センター	・職業訓練校
・母子・父子護国施設	・職業訓練校
・母子・父子護国施設	・職業訓練校

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、当該区域の内外に人身の被害が生ずるおそれがあるとの見られる区域であり、必要時警戒が実施されます。

※上記は、土砂災害防止法の一部の改正に関する事項です。土砂災害防止法改正パンフレットを参照してください。

※土砂災害防止法改正パンフレットは、国土交通省砂防部HPに掲載しています。

1 避難確保計画の作成

「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。

土砂災害防止法改正パンフレット〔施設管理者用〕〔担当者用〕については、国土交通省砂防部HPに掲載しています。

2 市町村長への報告

避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

➤ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

➤ 正当な理由がなく、報告に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力していただくなど、多くの方々で避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。

ハザードマップ等の活用のほか、土砂が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

新体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!

新体制の体制
避難確保計画の作成
職員や利用者への学習

問い合わせ先
市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

今後の予定

- ◆ 土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き【新規作成】
- ◆ 避難確保計画の点検用マニュアル(洪水等と共通)【新規作成】
⇒ 改正法の施行に合わせて通知、国土交通省砂防部HPに掲載する予定。
- ◆ 土砂災害防止対策基本指針【変更】
⇒ 社会資本整備審議会(河川分科会)への意見聴取等の手続きを経て、告示する予定。

土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

○要配慮者利用施設の管理者等の皆様が、避難確保計画作成の際の参考となるよう「土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を作成し、土砂災害防止法の改正にあわせて通知予定。

(主な内容)

1. 計画作成するにあたって知っておきたいこと

- 土砂災害の種類と特徴
 - ・土砂災害にはがけ崩れ、土石流、地すべりの3つがある
 - ・土砂災害は予測が難しく、突発的に発生するため、人的被害が発生しやすい
- 土砂災害に関する情報とその確認方法
 - ・土砂災害警戒区域、土砂災害ハザードマップ、土砂災害警戒情報など
- 土砂災害に対する避難の方法
 - ・原則、立ち退き避難。外出が危険な場合は屋内の安全な場所へ

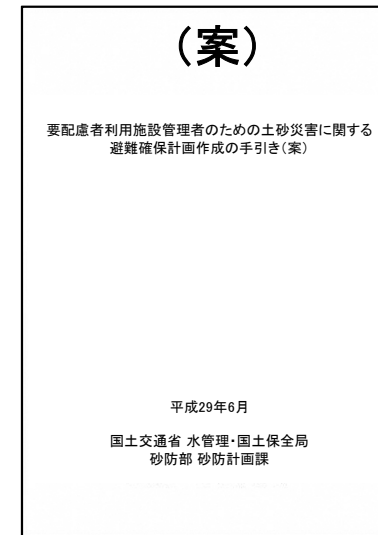
2. 避難確保計画に記載すべき事項

要配慮者利用施設で避難確保計画作成するために、下記の整理をして記載

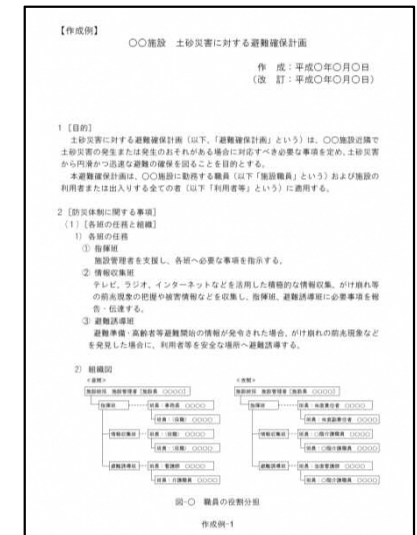
- 防災体制に関する事項
 - ・職員の役割分担や連絡体制の確認
 - ・気象・災害に関する情報の入手方法
- 避難誘導に関する事項
 - ・避難行動に備えて事前に決めておくべき事項
 - ・避難の実施方法
- 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 防災教育及び訓練の実施に関する事項

3. 参考

- 計画に記載すべき事項を整理した「作成例」、内容を確認するための「チェックリスト」、を参考資料として記載



避難確保計画の手引き



避難確保計画 作成例



施設内掲示用 避難確保計画イメージ